

1 適用範囲

本仕様書は、静岡県が発注する「介護事業所業務革新推進事業業務委託」に係る業務（以下「本委託業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託者決定後、静岡県と受託者が協議の上、静岡県が作成するものとする。

2 委託業務目的

生産年齢人口の減少に伴い、介護人材の確保が今後一層困難になることが見込まれる中で、限られた人的資源を有効に活用し、質の高い介護サービスを安定的に提供していくために、介護現場の業務改善に対する理解促進を図るとともに、介護事業所において、ICT機器や介護ロボットの活用等を通じた生産性向上に資する支援を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月19日（火）まで

4 業務改善の定義

本仕様書における業務改善とは、厚生労働省老健局「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、次の①から⑤の内容について実施するものをいう。

- ①業務の現状分析・課題特定
- ②業務の切り分けの実施
- ③業務オペレーション（案）の作成
- ④業務オペレーションの実践
- ⑤効果検証

5 実施内容

(1) 令和4年度取組成果の普及に係る方法等の企画・実施

- ・令和4年度には、施設サービスのモデル事業所3箇所（別表のとおり）において、生産性向上に資する業務改善コンサルティングを実施した。
- ・令和4年度取組成果を県内介護事業所に普及するための効果的な方法等を企画・実施すること。

(2) 介護事業所の生産性向上のための業務改善に対する支援

- ・生産性向上のための業務改善を行いたいと考えている介護事業所に対して、効果的な支援を行うこと。
- ・今回取り組む業務改善の方法（対象となるサービス種別）は以下のとおりであり、このうち①及び②を重点的に支援すること。
 - ①介護サポーターの活用による業務改善（施設サービス以外のサービス種別）
 - ②ICT機器や介護ロボットの活用による業務改善（サービス種別は問わない）
 - ③その他、効果的と思われる方法による業務改善（サービス種別は問わない）
- ・なお、業務改善を支援する事業所は県が選定することとし、選定にあたっては、専門的な立場から助言を行うこと。

- (3) 広報
 - ・介護事業所における生産性向上を促進するため、(1)及び(2)の活動について、介護事業所にSNS等を活用して広く情報発信すること。
- (4) 感染症への対策
 - ・事業の実施に当たっては、介護事業所に求められる基本的な感染対策を講ずること。
 - ・今後の感染拡大の状況により、実施内容及び日程の変更等が生じる可能性があることを踏まえた進捗管理を行うこと。
- (5) 上記(1)～(4)に付随する業務
 - ・その他関係機関との連携に必要な業務を行うこと。

6 成果品

- (1) 納品物
 - ・業務改善コンサルティング実施報告書（業務改善を支援する事業所の取組事例プレゼンテーション用資料を含む）
 - ・その他関係資料
- (2) 納品形態・数量
 - ・紙媒体 1部
 - ・電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R） 1部
 - ※ Microsoft PowerPoint、Microsoft Word、Microsoft Excel のいずれかの形式で提出すること。
- (3) 納品場所
 - ・静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

7 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務に係る成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、同じ。）を静岡県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に、受託者が本契約締結以前から有する著作物が組み込まれている場合には、当該著作物の著作権は、受託者に留保するものとする。
- (2) 受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- (4) 受託者は、静岡県が承諾した場合には、成果品を使用又は公表することができる。

8 その他

- (1) 委託業務の遂行に当たり、静岡県は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項は、静岡県及び受託者の協議により決定する。

(別表) 令和4年度モデル事業所一覧

	法人名	サービス種別	事業所名 (所在地)	業務改善に取り組んだ業務	業務改善の成果
1	社会福祉法人梓友会	介護老人福祉施設	みくらの里 (下田市吉佐美 1086)	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツの準備、補填 ・風呂掃除 (後片付け) ・物品管理 	3事業所で共通して、各業務における基準・ルールを定め、介護職と介護サポーターの役割を明確にした上で手順書を作成して、1週間改善活動を実施した結果、 <ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する職員の不安感が10%程度減少 ・1ユニットあたり1週間で約30分の余裕時間が生まれ、利用者と向き合う時間の増加等による介護の質の向上
2	社会福祉法人八生会	特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム)	ケアハウスあんしんの里 (浜松市東区安新町 33-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の片付け (洗い物、食後の掃除) ・掃除 (ゴミ回収、脱衣室・浴室等) ・消毒 (利用者居室、共用部) 	
3	社会福祉法人七恵会	介護老人福祉施設	浜松中央長上苑 (浜松市中区中島 2-7-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事やおやつの準備 ・脱衣室の準備 ・風呂の掃除 	